

ごあいさつ

東大阪市では、平成 21 年 3 月に新障害者プラン後期計画を、平成 24 年 3 月に第 3 期障害福祉計画を策定し、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」の基本理念のもと障害者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、「障害者基本法」の改正に加え、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立等、国内法令の整備を進め、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准いたしました。条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、過度の負担にならない限り障害者の権利確保のために必要な配慮や調整を行う「合理的配慮」等について規定されており、このような理念の普及の観点からも、障害及び障害者理解を促進させていく必要性を感じております。

こうした障害者制度の改革を踏まえ、また、障害のある人を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、障害者基本法に基づく本市障害者計画として、前計画の基本理念を踏襲し、障害福祉分野をはじめ、保健・医療・教育・雇用など幅広い分野の施策を盛り込んだ第 3 次東大阪市障害者プランを策定しました。

今後はこのプランの 6 つの基本方向に基づき、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、必要な配慮が実践される場として地域社会が築かれ、その地域の中でも自立し支えあう社会「インクルーシブな社会」の実現を目指し、取り組みを進めてまいります。

また、このプランが地域の実情や障害者のニーズに応じた柔軟な施策展開につながり、障害者の自立と社会参加等に向けて真に機能するためには、行政のみならず市民の皆様、障害者団体、地域団体、サービス提供事業者及び企業等を含めた社会全体での取り組みが必要ですので、市民の皆様をはじめ関係各位におかれては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、プランの策定にあたり精力的にご審議いただきました委員の皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメント等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

東大阪市長 野田 義和



